

治山事業の新規・拡充事項

【平成20年度概算決定額(民有林治山事業) 74,090 (80,852) 百万円】

事業のポイント

大規模災害に備えるため、既存の施設や森林等を活用する形で効率的に山地防災力を強化します。また、危険地区の情報提供や災害発生時の支援等のソフト対策及び過密化等が進んでいる保安林の水源かん養機能等を回復するために行う森林整備とも一体となって、総合的な治山対策を推進します。

(我が国の山地災害の発生状況)

- ・「非常に激しい雨(1時間降水量50mm以上)」のアメダス100地点当たり年間発生回数
16.6回(昭和51年～昭和60年平均) → 21.8回(平成8年～平成17年平均)

(気象庁資料より)

- ・山地災害危険地区数 約23万6千箇所(平成17年度末)
- ・山地災害発生箇所数 約3,300箇所(平成18年)
- ・育成途中の水土保持林(土壌の保持や保水機能を重視する森林)のうち、機能が良好に保たれている森林の割合63.5%(平成18年度末の実績見込値)
(20年度末の目標値は66%であり、適切な間伐等の森林整備が行われない場合、これが50%程度に低下するおそれ)

政策目標

周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された
集落数を平成20年度末までに4,000集落増加
約4万8千集落(15年度) → 約5万2千集落(20年度)

<内容>

大規模山地災害総合対策

(1) 治山施設機能強化事業(新規)

山地災害の危険性の高い地区において、既存の治山施設の防災機能を強化することにより、大規模な崩壊や土石流等の山地災害による被害を効果的・効率的に防止・軽減します。

【補助率: 1/2等】

【治山施設機能強化事業 1,000(0)百万円】

(2) 火山防災林整備促進対策(拡充)

火山山麓部の森林地帯において、泥流等の流出抑制を図る緩衝帯としての機能を発揮させるための森林の整備や、泥流等を安全に下流に誘導する土塁の設置等を総合的に実施し、火山活動による被害を防止・軽減します。

【補助率: 1/2】

【土砂流出防止林造成事業 358(191)百万円の内数】

保安林機能強化緊急プロジェクト

(1) 高齢級過密林への継続保育の実施（拡充）

過密化等が進んでいる保安林の水源かん養機能等を回復するため、健全な成長促進を図る保育事業の対象年齢を引き上げ、機能の低位な森林の整備を推進します。

【補助率：1／3】

【保育事業 1, 550 (1, 673) 百万円】

(2) 里山等保安林機能強化対策（拡充）

治山施設の設置に加え、これらと一体的に水土保持機能を発揮する周辺森林を対象とした本数調整伐等の森林整備を併せて行うことにより、竹林の拡大やスギ・ヒノキ林の過密化等により荒廃した里山等の森林の整備・保全を推進します。

【補助率：1／2等】

【復旧治山事業、予防治山事業等 31, 999 (32, 717) 百万円の内数】

その他

○ 直轄地すべり防止事業の新規着手

大規模な地すべりによる災害を防止するため、新たに、徳島県那賀郡那賀町阿津江^{あつえ}の民有林において、直轄地すべり防止事業に着手します。

<事業実施主体>

国、都道府県

[担当課：林野庁治山課]

